

農業委員会法 7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年度 福生市 農業委員会 活動指針

令和 5 年 3 月 31 日

福生市 農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用の促進とそれを通じた遊休農地の発生防止活動をより一層推進し、農業委員会活動を向上させていくことが求められている。

一方、福生市では令和3年3月に「福生市農業振興計画」を改定し、都市農地の保全と市内農業者の支援のため、具体的な検討を進めている。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、市では平成31年4月から特定生産緑地指定の申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力している。さらに、平成30年9月に施行された都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の貸借が市内でも成立している。加えて、底面の一部をコンクリート等とした農業用施設については農業委員会への届出により農地とみなされるなど、農地法の一部が改正されている。

これら新たな計画及び諸制度は、今後の農業の行方を大きく左右するものであり、農地法事務を扱う農業委員会においては、農地の見回りや区内農業者への制度説明など大きな社会的役割を担っている。

このような情勢を受けて、令和5年度の農業委員会活動については、「行動する農業委員の活動」を推進するとともに、特定生産緑地の指定促進、生産緑地の貸借の活性化、遊休農地の発生防止及び農地制度の周知に積極的に取り組んでいくこととする。

2 活動計画等

(1) 「行動する農業委員の活動」の推進

農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指す。

- ① 生産緑地の適正な肥培管理と利用促進
- ② 地域の農地の情報収集と状況把握

- ③ 特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法の制度周知
- ④ 特定生産緑地の指定の促進
- ⑤ 借り手農業者と貸し手農業者間のマッチング支援

(2) 農地等の利用の最適化を推進する活動

農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な取組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進める。

- ① 農地利用状況調査の充実及び強化
- ② 生産緑地制度の周知と追加指定の促進
- ③ 相続税等納税猶予制度の適正な運用
- ④ 都市農地貸借円滑化法の制度周知と活用の推進 など

(3) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記（2）の取り組みを通じ、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	10 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	10 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和8年3月)	10 ha	0 ha	0 %

(4) 情報活動の推進

新たな農地関連制度を的確に伝え、より一層の理解を図るため、農業委員会だより等で積極的に情報を発信していく。

- ① 農業委員会だよりの発行
- ② 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知
- ③ 農業者への戸別訪問や説明会開催による制度周知

(5) 認定農業者等の支援活動

関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行う。

- ① 農業後継者等の担い手を対象とした人材育成事業に対する支援
- ② 研修、相談、簿記、生産履歴記帳といった経営改善事業等への支援
- ③ 農業経営改善計画の認定への支援、家族経営協定締結の促進
- ④ 施設化の促進及び基盤整備事業の支援

(6) 地域農業の確立に向けた活動

歴史と高い技術を持つ足立の農業・農産物を内外に広くPRし、地産地消を推進するとともに、福生市の農業の発展に努める。

- ① 地場農産物の普及促進事業の支援
- ② 各種イベントへの積極的な参加や直売会を通じた農業のPRや地産地消の推進
- ③ ロゴマークの活用等による農産物PRの支援
- ④ 小学校における栽培授業の支援

(7) 農業のある地域づくりの推進

子どもから高齢者までが身近に接することのできる都市農業について、関係機関と協力し、地域住民と協働して取組みを進める。

- ① 農業ボランティア育成・派遣事業に対する支援
- ② 農業体験学習や職場体験に対する支援
- ③ 「食と農」に関連する事業への参加と支援

(8) 農政活動の推進

都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進める。

- ① 東京都農業会議事業への積極的な参加
- ② 都市農地保全推進自治体協議会への協力

以上